

も十四万三千人から九万二千人へと減少し、その結果、就業者の高齢化が一段とすすむこととなり、婦人の職場進出もさらに促進されることとなる。

一方、工業化の進展とあいまって、今後本県における大手企業の進出は、ますます増加することとなるが、これらの大手企業は、きわめて完備した勤労者福祉のための諸施策を講じて、労働力の確保のための努力をばらうものと考えられる。このような状況に刺激されて、県内における中小企業の勤労者福祉の向上についても、さらに、格段の努力がはらわれることとなる。

科学の進歩、技術の革新にささえられて、わが国がいつそう高効率経済社会へ向かって進行するなかで、労働時間は大幅に短縮され、勤労者の余暇時間は一段と増加し、これに対応して健康で有意義に余暇をすごせる勤労者の福祉施設が完備されることとなる。

また、これまでみられた、全国と、あるいは、大手企業と中小企業との間の賃金格差は縮小され、労使関係の近代化とあいまって、明るく円滑な労使関係が確立され、勤労者と経営者が協調して、生産性の向上と取り組み、企業の競争を乗

り越え、大きく成長していくための安全で、明るい職場づくりがすすめられていく。そのためには、経営者自身がこれからの社会経済の動向を深く認識し、新しい経営感覚を身につける努力を続けることが必要である。また、中高年や婦人の職場進出にともない、これらの人びとの有効活用をはかるとともに、勤労青年の職場定着を高めることが重要となり、このための職場配置、作業体系および職場環境の改善についても細かい配慮がは

らわれ、就職後の一貫したアフターケア体制が確立され、このような人びとについても魅力のある職場が労使双方の努力によって築きあげられることとなる。

◆ 対策の方向と重要施策

企業の成長発展と勤労者の地位の向上を促すことにより、多くのすぐれた人材が、県内の企業に集まり、定着して明るく楽しい職場が形成されるよう次のような施策を展開する。

(1) 近代的労使関係の確立

近代的な労使関係を確立し、円滑な労使間の運営、相互信頼と協調の精神を築きあげるよう、法令に規定する規程規則などの整備について、積極的な

指導を行なう。

経営者に対しては、近代的、合理的な労務管理意識の高揚を促すため、研修、講習、けいもうを積極的にすすめることにも、勤労者に対しても勤労意識の向上をはかるため正しい勤労者意識の向上を促し労使関係の近代化をすすめる。

(2) 雇用条件の整備促進

中小企業に対する経営および技術の指導援助ならびに資金的措置の拡充による体質の改善、生産性の向上とあいまって、これらの中小企業に働く勤労者の職場環境の改善、勤務条件の向上を促すこととし、特に賃金格差是正のため、最低賃金法で定める所要の事項の実施について、指導の徹底を期する。

(3) 勤労者福祉の充実

勤労者福祉制度および福祉施設のいっそうの充実を促す。すなわち、中小企業退職金共済制度の充実を期するための指導、育成を強化する。また、雇用促進事業団、年金福祉事業団、中小企業退職金共済事業団などの勤労者福祉のための制度資金の積極的活用を促し勤労者住宅、事業内における共同給

食施設、事業内託児施設、教養文化娯楽施設など、福利厚生施設の整備拡充について、積極的な指導と育成を行なう。そして次の事項について実現をはかるようつとめる。

- 勤労青少年ホームの建設促進
- 働く婦人の家の建設促進
- 勤労者総合福祉センターの誘致促進
- 勤労者ための住宅確保

■ 第3節

保健医療の充実

◆ 現況と問題点

快適でしあわせな生活が得られることは県民すべての願いである。これらが実現されるためには、幼児から老人にいたるまで、すべての人がまず健康でなければならない。それには、県民のひとりひとりが疾いにかからぬよう十分な自覚を持つとともに健康の保持増進、疾い予防および医療体制の整備充実が期せら

れなければならない。

このため、県は医療機関と緊密な連携を保ちながら集団健康診断の実施、へき地の巡回診療、母子の健康相談、栄養指導など保健の各方面にわたって施策を展開してきた。

こうした衛生行政の推進は、医学および医療技術の進歩とあいまって、漸次疾い率や死亡率を低下させることができた。

しかし、なお次のような点に解決すべき問題が残されている。

(1) 栄養の状況

健康を保持する根幹となる栄養摂取状況は、生活水準の向上にともなう年々向上している。しかし、これを全国水準と比較すると、なお低い状況にあり、栄養摂取の不均衡が原因とみられるならぬかの症状のある者は、都市部で一一％、農山村部で三二％に及んでいる。

このことから、特に農山村部における栄養水準の向上と改善を促す必要が認められる。

(2) 疾い状況

疾い率の現状についてみると、結核は全国平均と比較して高く、今後

とも予防思想の普及徹底および予防接種、健康診断などいっそうの予防体制の充実をはかる必要がある。

さらに、近年の医学の進歩によって国民の平均寿命も大きく伸び、人口の高齢化がすすんでおり、成人病対策の充実、保健医療におけるきわめて重要な課題のひとつとなっている。

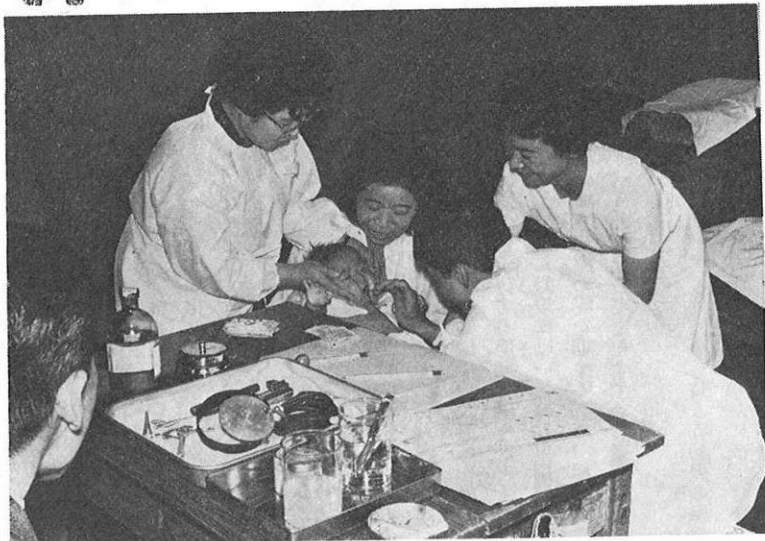
(3) 医療機関の状況

県民の医療を受け持つ医療機関の状況についてみると、病院および病床数は年々増加しているが、これらの医療施設は熊本市などの都市部に集中する傾向にある。また、社会の進展にともない医療に対する要求も変わり、最近の交通機関の発達にともなう事故傷害者や、その他の救急患者のための救急医療施設の整備、がん、心臓病、高血圧など、いわゆる成人病のための医療施設の整備ならびにこれらの患者の社会復帰のための機能訓練施設の整備

が望まれている。歯科診療所については、これは人口四千四百二十七人に一箇所(昭和四十二年現在)の割合で、標準とされる人口二千八百人に一箇所の目標にはなおほど遠い状況である。医療機関の都市集中傾向は、地域的不均衡を生じ、診療の機会が少ないいわゆる無医地区(人口三百人以上の集落でもよりの医療機関まで四キロメートル以上ある地区)が県下で四十地区、無歯科医地区(人口三百人以上の集落でもよりの歯科診療機関まで四キロメートル以上ある地区)が百十地区を数えるところから、診療の機会均等を實現するための対策がまた重要である。

(4) 輸血用血液の確保

交通事故などによる救急医療の増加または心臓手術など外



★県民の健康をまもる保健医療体制の確立へ